

日本弁護士連合会は人権擁護と社会正義の実現を使命とする法律家の集団としての立場から本法案に反対しています。

日本国憲法は、国家権力が国民の自由や権利を不当に制限することがないようにするためのこの国の最高法規です。国家権力の介入なしに自由に学問ができること、学問の内容によって不当に差別されたり不利益を負わされたりしないこと、すなわち学問の自由は、憲法が23条で国民に保障している重大な権利です。

しかし、本法案は、この、憲法23条が保障する学問の自由に対する重大な脅威となるものです。

本法案は、憲法23条に由来する、学術会議の核心をなす独立性、自律性を損なわせるおそれ大きいものです。本法案には、監事、評価委員会、選定助言委員会、運営助言委員会という様々な制度がもうけられています。また、新法人発足に際する会員選任においては、コ・オペレーション方式を排除し、これまでの学術会議との連続性が遮断されています。こうしたことにより、この法案の定めは、政府の側から見てみると、学術会議の会員人事、業務運営の両面において独立性、自律性を制約することができる、すなわち権力が介入することができる仕組みとなっているのです。

こうした法律ができることで、直ちに全ての国民の学問の自由が全面的に侵害される訳ではないかもしれませんが。法律の成立の際には、国家権力の側は「そんなことはしないから大丈夫」と言うものです。現に、衆議院では、本法案が成立しても学術会議の独立性は保たれるから大丈夫とか、会員の萎縮にはつながらない筈だとかいった発言もされてきました。しかし、権力が介入して独立性と自律性を阻害することができる仕組みのある法律がひとたび成立してしまえば、それはやがて国民の権利や自由が制限されることにつながってしまうのです。現に、担当大臣は、この法律により特定のイデオロギーや党派により会員を解任することができると考えている旨明言しました。私たち法律家は、そういう法律の持ついわばマイナスの力の危険性をよく知っています。

現在の学術会議は、すでに政府からは独立しています。独立した立場だからこそ、これまでの提言や活動が行えていたのです。しかし、2020年10月、当時の総理大臣は何の理由も説明せずに学術会議の会員候補者6名の任命を拒否しました。このとき、私たち日弁連は、それが違法であること、学問の自由を脅かすものであること、国民主権に由来する行政の公正、透明性の原則及び説明責任の原則に反することを指摘しました。しかし、政府はその違法な任命拒否についての説明責任を放置したまま、今回、学術会議を廃止して新たな法人にするための法案、しかも政府が学術会議の独立性、自律性を制約することができる内容の本法案を出しています。これは法的正義に反するやり方であると言わざるを得ません。

国民の権利や自由にとって危険な法律が成立しようとするときに、私たち弁護士が黙っていることはできません。

日本最大の人権擁護団体である日弁連は、改めて、本法案は、学術会議の独立性・自律性を阻害するおそれがあり、憲法で保障された学問の自由の脅威となるものであることを理由に、この法案に反対します。

2025年5月20日 日本弁護士連合会副会長 弁護士 藤田祐子